

災害時要援護者の避難支援ガイドライン（概要）

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

（１）課題

- ① 防災関係部局と福祉関係部局等の連携が不十分であるなど、要援護者や避難支援者への避難勧告等の伝達体制が十分に整備されていない。
- ② 個人情報への意識の高まりに伴い要援護者情報の共有・活用が進んでおらず、災害時の活用が困難なこと。
- ③ 要援護者の避難支援者が定められていない。

（２）基本的な考え方

- ① 要援護者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本。
- ② 市町村は、要援護者への避難支援対策と対応した避難準備（要援護者避難）情報（以下、「避難準備情報」という。）を発令するとともに、要援護者及び避難支援者までの迅速・確実な伝達体制の整備が不可欠。
- ③ 要援護者に関する情報（住居、情報伝達体制、必要な支援内容等）を平常時から収集し、電子データ、ファイル等で管理・共有するとともに、一人ひとりの要援護者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「避難支援プラン」と称する。）を策定しておくことが必要。

課題１ 情報伝達体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

1－1 災害時要援護者支援班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

（１）災害時要援護者支援班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

市町村は、福祉関係部局を中心とし、防災関係部局も含め、横断的な組織として、「災害時要援護者支援班」を設ける。

（２）消防団や自主防災組織、福祉関係者等の間の情報伝達体制の整備・・・・・・・・ 3

- ① 市町村は、消防団や自主防災組織等、従来から地域防災の中心となっている団体等への情報伝達責任者（班）を明確にすること。
- ② 市町村は福祉関係者に対する防災研修を定期的に実施すること。
- ③ 国は、福祉関係者が防災研修や訓練を受講する仕組みについて検討すること。
- ④ 民生委員、福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者は、要援護者や避難支援者への情報伝達方法についてきめ細かく把握する。

1－2 避難準備情報等の発令・伝達・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（１）避難準備情報の発令・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

（２）多様な手段の活用による通信の確保・・・・・・・・・・・・ 4

課題2 災害時要援護者情報の共有…………… 6

2-1 要援護者情報の収集・共有方式…………… 6

避難支援プランを策定し、避難支援体制の整備を進めていくためには、平常時から要援護者情報の収集・共有が不可欠である。以下の三つの取組が進められている。

(1) 関係機関共有方式…………… 6

地方公共団体の個人情報保護条例において保有個人情報の目的外利用・第三者提供が可能とされている規定を活用して、要援護者本人から同意を得ずに、平常時から福祉関係部局等が保有する要援護者情報等を防災関係部局、自主防災組織、民生委員などの関係機関等の間で共有する方式。

(2) 手上げ方式…………… 6

要援護者登録制度の創設について広報・周知した後、自ら要援護者名簿等への登録を希望した者の情報を収集する方式。

(3) 同意方式…………… 6

防災関係部局、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等が要援護者本人に直接的に働きかけ、必要な情報を収集する方式。

福祉関係部局や民生委員等が要援護者情報の収集・共有等を福祉施策の一環として位置付け、その保有情報を基に要援護者と接すること。または、関係機関共有方式との組合せを積極的に活用することが望ましい（2-2(2)②参照）。

2-2 要援護者情報の収集・共有へ向けた取組の進め方…………… 7

(1) 対象者の考え方…………… 7

対象者の範囲についての考え方を明確にし、避難行動要支援者や被災リスクの高い者を重点的・優先的に進めること。

(2) 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の方向性…………… 7

① 関係機関共有方式の積極的活用…………… 7

② 関係機関共有方式、同意方式を活用した取組の進め方…………… 8

関係機関共有方式により対象とする要援護者の情報を共有し、その後、避難支援プランを策定するために必要な情報をきめ細かく把握するため、同意方式により本人から確認しつつ進めることが望ましい。

ただし、昔ながらの人のつながりによりあらかじめ十分な情報を有している場合や、対象者がそれほど多くない場合等は、同意方式のみにより（手上げ方式との複合も含む。）取り組むことも効果的である。

課題3 災害時要援護者の避難支援計画の具体化…………… 10

3-1 避難支援プラン策定の進め方…………… 10

(1) 全体イメージ：全体プランと個別計画（名簿・台帳）で構成…………… 10

(2) 避難支援者の定め方	10
(3) 個別計画の更新・管理等	11
市町村は、適宜訓練や確認作業を実施するとともに、関係機関共有方式を活用し つつ、登録情報の更新を行うこと。	
(4) 個別計画の活用：発災時には、安否確認や避難所生活支援にも活用	11
3-2 避難支援プランの策定を通じた地域防災力の強化	12
(1) 防災に強いまちづくり	12
① 市町村や消防団、自主防災組織等は、防災だけでなく、声かけ見守り活動等、 地域における各種活動を通じて人と人とのつながりを深めるとともに、要援護者 が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに努めること。	
② 近隣ビルの高所等の一時的な避難場所への活用も促進し、要援護者の避難行動 時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を進めること。	
(2) 避難支援プランについての理解促進	13
国、都道府県、市町村は、福祉関係部局担当者、社会福祉協議会、民生委員、福 祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者の理解を深める取組を進めること。 国は、先進的な取組事例の把握・収集に努め、積極的に奨励していくこと。	
課題4 避難所における支援	14
4-1 避難所における要援護者用窓口の設置	14
(1) 避難所における要援護者用窓口の設置	14
災害時に、要援護者班は、各避難所内に要援護者用の窓口を設置し、要援護者か らの相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施すること。その人員の確 保に努めること。	
(2) 避難所からの迅速・具体的な支援要請	15
避難所から市町村の災害時要援護者班への伝達。	
(3) 避難所における要援護者支援への理解促進	15
平等性や公共性だけを重視するのではなく、高齢者、障害者等の枠組みにとらわ れず、「一番困っている人」から柔軟に、機敏に、そして臨機応変に対応すること。	
4-2 福祉避難所の設置・活用の促進	15
(1) 福祉避難所に関する理解の促進	15
福祉避難所の設置・活用の促進	16
① 福祉避難所としては、施設がバリアフリー化されているなど、要援護者の利用に 適しており、生活相談職員等の確保が比較的容易である老人福祉センター、養護学 校等の既存施設を活用すること。	
② 適切な場所に施設がない場合又は不足する場合は、必要に応じて、公的な宿泊施	

設、民間のホテル等の借り上げや、応急的措置として、教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋を「福祉避難室」（仮称）として対応することも効果的であることにも留意すること。

- ③ 市町村、都道府県は、福祉避難所となり得る施設の情報（場所、収容可能人数、設備内容等）を取りまとめて周知を図り、要援護者が自分に合った避難所を選択できるように努めること。

課題5 関係機関等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

5-1 災害時における福祉サービスの継続（BCP）・・・・・・・・・・・・ 17

（1）福祉サービス提供者等との連携・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（2）福祉サービスの継続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

発災により居住環境が急激に変化することから、要援護者の安否や居住環境等を確認すること。そして、必要に応じて福祉施設への緊急入所等の対応を早急にとる。

そのため、市町村は、都道府県、国と緊密に連絡をとるとともに、地域防災計画等において災害時における福祉サービスの継続の重要性を明確に位置付け、福祉サービスの継続に必要な体制を確立すること。

5-2 保健師、看護師等の広域的な応援・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

（1）保健師、看護師等の広域的な応援要請・・・・・・・・・・・・ 18

（2）広域的に応援派遣された保健師、看護師等の効果的な活動・・・・・・・・ 18

積極的な活用と効率的かつ効果的な活動のための体制整備。

5-3 要援護者避難支援連絡会議（仮称）等を通じた緊密な連携の構築・・・・・・ 19

（1）要援護者避難支援連絡会議等の運営・・・・・・・・・・・・ 19

（2）要援護者避難支援連絡会議等とボランティアとの連携・・・・・・・・ 19

市町村は、要援護者避難支援連絡会議（仮称）を適宜開催し、関係機関等の支援活動の実施状況や人的・物的資源の状況、避難所等における要援護者のニーズを把握し、共有すること。また、関係機関等、ボランティアセンター等の間で情報共有や連携を図ること。